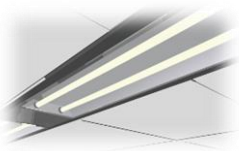


長崎市省エネ・省力化推進事業費補助金

国際情勢の影響により物価高騰が依然として続く中、厳しい経営環境に直面している中小事業者に対し、経営力強化を目的とした省エネ・省力化の取組みを支援します。

対象事業	下記のいずれかに該当し、市内の事業所において実施される事業（併用可） 1 省エネ推進事業 (1) 10%以上の省エネルギー化に寄与する機械設備等への更新 (導入から5年以上経過した既存設備の更新に限る) (2) 太陽光発電設備や蓄電池の新設（主に自家消費発電を目的としたものに限る） (3) 省エネルギー化に寄与するシステムの導入 (4) 省エネルギー化の基盤整備（診断・人材育成） (5) その他省エネルギー化に寄与する事業  例：照明のLED化  例：空調機器の更新  例：省エネシステムの導入  例：省エネ診断 2 省力化推進事業 (1) 省力化に寄与する機械設備等の導入 (2) 省力化に寄与するシステムの導入 (3) その他省力化に寄与する事業  例：キャッシュレジの導入  例：省力化システムの導入 ※例は一部例です。
補助対象者	下記の要件を全て満たす中小事業者（個人含む） ① 市内に事業所を有し3年以上市内で事業を継続している中小事業者 ② 次のいずれにも該当していないこと - ア 市税、事業税、消費税又は地方消費税を滞納している事業者 - イ 長崎市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者 ③ 補助金の交付を受けようとする対象経費について、同様の趣旨の他の補助金等の交付（国又は地方公共団体によるものを含む。）を受けていないこと
事業期間	交付決定日 ～ 令和9年2月末
対象経費	裏面のとおり
補助率・補助限度額	【補助率】 3分の2 ※1,000円未満切り捨て （※自家消費型太陽光発電設備に係る補助金の額は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの出力の合計値のいずれか低い値に1kW当たり75,000円を乗じた額） 【補助限度額】上限額100万円、下限額20万円

申請書類	【提出書類】 ① 長崎市省エネ・省力化推進事業費補助金交付申請書（第１号様式） ② 補助事業（収支）計画書（第２号様式） ③ 前年度決算書（法人に限る） ④ 直近１期分の事業の収支内訳書（個人に限る） ⑤ 宣誓書兼同意書（第３号様式） ※個人の場合は本人分を記載 ⑥ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人に限る） ※写し可 ⑦ 更新前の設備の写真 ※省エネ推進事業の更新事業のみ ⑧ 設備比較証明書（第４号様式） ※省エネ推進事業の更新事業のみ ⑨ 市税の完納証明書及び県税の納税証明書（未納がない証明）、消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことを証明する納税証明書（その３）※原本 ⑩ 業者選定理由書（複数の見積書が提出できない事業者に限る） ※①、②、⑤、⑧の様式は、長崎市ホームページからダウンロードできます。 【添付書類】 ① 見積書 ※見積書１者の場合は、⑩業者選定理由書（任意様式）の提出が必要となります。 ② 機械設備等の機能等がわかる資料（パンフレット 等）
申請期限	令和８年１２月２８日まで（予算がなくなり次第、受付は終了します）
備考	URL：https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/87197.html 又は、「長崎市 省エネ・省力化推進事業費補助金」で検索 二次元コード ▶ 
お問い合わせ	長崎市経済産業部新産業推進課 誘致ものづくり支援係 〒850-8685 長崎市魚の町 4-1 14 階 TEL 095-829-1273 FAX 095-829-1151 Mail shin_sangyo@city.nagasaki.lg.jp

対象経費

区分	補助対象経費	備考
1 省エネ推進事業 2 省力化推進事業 共通対象経費	機械設備等導入費	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第一及び第二、第三、第六に定められた工具、器具、機械及び装置の購入、並びにソフトウェアの購入、借用又は改良に要する経費に限る。
	消耗品費	事業の実施に直接必要な資材、部品若しくは消耗品の製作又は購入に要する経費
	工事費	据付及び撤去工事に要する経費（整備工事、基礎工事は除く）
	運搬費	運搬、宅配、配送に要する経費
	処分費	事業の実施に直接必要な経費（更新事業に限る）
	使用料	事業の実施に直接必要な経費 （システム使用料は対象事業期間分のみ対象）
	その他の経費	事業を行うために必要な経費であって、前各号のいずれにも属さないもの
	（以下に記載するものは補助対象外） ・ 長崎市外に設置する機械設備等 ・ 生産活動に直接利用されない機械設備等 ・ 1 件あたりの取得価格が 30 万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）未満のもの ・ 土地、建物、建物付属設備、構築物、船舶、航空機（ドローン含む）、車両及び運搬具、家具、家庭用品、備品 ・ パソコン、デジタルカメラ、プリンター、コピー機など汎用性の高い機械装置等の購入及びレンタル ・ 中古品又はリース契約に基づく機械設備 ・ 補助事業期間中の販売を目的とした製品等の生産に係る原材料費	
1 省エネ推進事業のみ	旅 費	研修等を受講するための出張に要する経費
	謝 金	外部専門家に対する謝金又は旅費
	受講料等	研修の受講料、教材費、受験料と資格登録料に要する経費
	会場借上料	会場と機材の借上げに要する経費
	委託費	補助対象者が、直接実施することができない又は適当でないものについて、他の事業者への外部発注に要する経費
	役務費	事業の実施に直接必要な経費
	（以下に記載するものは補助対象外） ・ HP 作成、自社 EC サイト制作等に要する経費 ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待などの費用 ・ 長崎市に提出する書類作成、送付に係る費用	

※消費税及び地方消費税相当額分は対象外となります。